

和歌山県 P T A 連合会

- ・ 常任委員は、各郡市 P T A 会長、各郡市 P T A 事務局長をもって充てる。
(規約第 8 条第 2 項)
- ・ 総会は県委員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
県委員の 2 分の 1 以上の出席を必要とし、毎年 1 回これを開催する。
県委員は郡市 P T A ごとの比率で選出する。
児童生徒数 5,000 名未満 5 名 (規約第 14 条第 1 項第 3 号)

- ・ 田辺市教育委員会事務事業点検評価委員会
- ・ 田辺市学校保健協会
- ・ 田辺市総合計画審議会委員
- ・ 田辺市子育て協議会
- ・ 田辺市暴力追放協議会
- ・ 田辺市いじめ問題対策委員会
- ・ 田辺市人権教育啓発推進懇話会
- ・ 田辺市青少年育成市民会議
- ・ 田辺市上富田町青少年センター協議会運営委員会
- ・ 交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会
- ・ 紀南里親支援連絡協議会

等

田辺市 P T A 連合会

会長 1 名※ 1
副会長 6 名
(5 ブロック長※ 2、前年度会長※ 3)
事務局長兼会計 1 名

田辺市・西牟婁郡
P T A 進路指導協議会

田辺市 P T A 連合会進路対策委員会

田辺中部 ブロック	田辺東部 ブロック	田辺西部 ブロック	龍神 ブロック	大塔 ブロック	中辺路 ブロック	本宮 ブロック	
6 小学校	5 小学校	5 小学校	4 小学校	1 小学校	2 小学校	2 小学校	小 25 校
3 中学校	3 中学校	3 中学校	1 中学校	1 中学校	2 中学校	1 中学校	中 14 校
計 9 校	計 8 校	計 8 校	計 5 校	計 2 校	計 4 校	計 3 校	計 39 校

- ※ 1 会長は、田辺中部、田辺東部、田辺西部、田辺北部（龍神・大塔・中辺路・本宮）の中から 1 名選出する。
- ※ 2 副会長は、5 ブロック（田辺中部、田辺東部、田辺西部、龍神・大塔、中辺路・本宮）からそれぞれ選出する。
- ※ 3 前年度会長が P T A の会員でなくなった場合、前年度の副会長のうち 1 名を副会長とする。会長が委嘱。